

第9回北区景観づくり審議会（書面開催）送付資料一覧

- 1 開催方法変更の通知
- 2 東京都北区景観づくり審議会委員名簿
- 3 (1) 第9回東京都北区景観づくり審議会 書面表決書（第1号議案）
3 (2) 第9回東京都北区景観づくり審議会 書面表決書（第2号議案ほか）
- 4 第9回東京都北区景観づくり審議会 議題説明
- 5 第1号議案「東京都北区景観づくり審議会会長及び副会長の選出について」資料1
 - ・東京都北区景観づくり審議会会長及び副会長の選出について •• 1-1
- 6 第2号議案「東京都選定歴史的建造物の選定に係る意見照会について」資料2
 - ・東京都選定歴史的建造物の選定について（諮問） •• 2-1
 - ・東京都選定歴史的建造物の選定について（照会） •• 2-2
 - ・東京都選定歴史的建造物の選定について •• 2-3
 - ・東京都選定歴史的建造物の制度概要について •• 別紙1
 - ・令和3年3月時点での選定済み施設について •• 別紙2
 - ・選定候補施設の概要について •• 別紙3
- 7 令和3年度景観届出等の状況報告資料3
 - ・北区景観づくり条例に基づく景観届出等の状況 •• 3-1
 - ・景観形成重点地区西が丘地区における包括処理報告 •• 3-2
 - ・建築物等の景観届出事例 •• 3-3
- 8 返信用封筒
- 9 報酬内訳書

令和4年3月 日

第9回東京都北区景観づくり審議会 書面表決書
(第1号議案)

東京都北区景観づくり審議会会長 様

氏名 _____

私は、第9回東京都北区景観づくり審議会の第1号議案について、下記のとおり表決します。

第1号議案 正副会長の選出について（資料1） （※どちらかに○をつけてください。）		
(1) 会長の選出について	承認する	承認しない
(2) 副会長の選出について	承認する	承認しない
意見等（意見等がある場合、記載ください。欄が不足の場合は別紙（様式自由）に記載のうえ、この用紙とともに北区都市計画課へ送付ください。）		

※この書面表決書は3月22日（火曜）までに東京都北区都市計画課に到着するよう送付してください（返信用封筒があります）。

※書面表決書が期限内に到着した委員の報酬を指定の口座にお振込みいたします（なお、委員のうち、関係行政機関及び区職員への報酬はありません）。

令和4年3月 日

第9回東京都北区景観づくり審議会 書面表決書
(第2号議案ほか)

東京都北区景観づくり審議会会長 様

氏名 _____

私は、第9回東京都北区景観づくり審議会の各議題について、下記のとおり表決します。

(※どちらかに○をつけてください。)

【諮問事項】第2号議案 東京都選定 歴史的建造物の選定に係る意見照会 について(資料2)	了承する 了承しない
意見等(意見等がある場合、記載ください。欄が不足の場合は別紙(様式自由)に記載のうえ、この用紙とともに北区都市計画課へ送付ください。)	

(裏面あり)

【報告事項】令和3年度 景観届出等の状況報告（資料3）	
意見等（意見等がある場合、記載ください。欄が不足の場合は別紙（様式自由）に記載のうえ、この用紙とともに北区都市計画課へ送付ください。）	

※この書面表決書は3月22日（火曜）までに東京都北区都市計画課に到着するよう送付してください（返信用封筒があります）。

※書面表決書が期限内に到着した委員の報酬を指定の口座にお振込みいたします（なお、委員のうち、関係行政機関及び区職員への報酬はありません）。

東京都北区景観づくり審議会委員名簿

(令和3年9月17日現在)

第一号委員（学識経験者）

北原 理雄	(きたはら としお)	千葉大学名誉教授（建築）
吉村 晶子	(よしむら あきこ)	名城大学教授（工学）
雨宮 護	(あめみや まもる)	筑波大学准教授（システム情報系社会工学）
村井 祐二	(むらい ゆうじ)	(株)計画設計・インテグラ代表取締役 (北区景観アドバイザー)
丸山 吉栄	(まるやま よしひで)	(一社)東京都建築士事務所協会北支部長

第二号委員（区議会議員）

渡辺 かつひろ	(わたなべ かつひろ)	区議会議員
古田 しのぶ	(ふるた しのぶ)	区議会議員
さがら としこ	(さがら としこ)	区議会議員
赤江 なつ	(あかえ なつ)	区議会議員

第三号委員（区民）

安住 孝史	(やすずみ たかし)	画家
遠藤 千代美	(えんどう ちよみ)	元美しい景観をつくる都民会議会員
宮川 淳子	(みやかわ じゅんこ)	北区スクールコーディネーター連絡協議会代表
矢吹 静子	(やぶき しずこ)	北区男女共同参画審議会委員

第四号委員（関係行政機関）

早川 潤	(はやかわ じゅん)	国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所長
吉野 静夫	(よしの しずお)	東京都第六建設事務所長
菅井 和男	(すがい かずお)	警視庁赤羽警察署長

第五号委員（区職員）

中嶋 稔	(なかじま みのる)	政策経営部長
藤野 浩史	(ふじの ひろし)	地域振興部長
雲出 直子	(くもで なおこ)	生活環境部長

第9回東京都北区景観づくり審議会 議題説明

令和4年3月15日書面開催

(1)

第1号議案「東京都北区景観づくり審議会会長及び副会長の選出について」 (資料1)

東京都北区景観づくり審議会の会長及び副会長、各々の任期である2年が経過したため、選出をお願いするものです。

事務局としては引き続き、会長を北原委員、副会長を吉村委員にお引き受けいただきたく、推薦するものです。

なお、お二人には事前にご了承を得ていることを申し添えます。

各委員におかれましては、別紙の書面表決書(第1号議案)を記入のうえ返信いただきますようお願いいたします。

(2)

第2号議案「東京都選定歴史的建造物の選定に係る意見照会について」 (資料2)

2-1が区長からの諮問文、2-2が東京都から北区への意見照会文であり、記載の4物件が対象となっております。

2-3の1ページをご覧ください。1要旨のとおり、「東京都選定歴史的建造物」を新たに選定するにあたり、区内の候補建造物について意見照会があったため、本審議会へ諮問したものです。

対象となる建造物は、みんなでつくる北区景観百選2019にも選定された4物件であり、各所有者への同意等の手続きは東京都により並行して行われております。

2ページは2現況と3今後の予定です。本審議会から答申をいただき、北区からの回答後、東京都において所要の手続き後に選定、告示されます。

なお、候補建造物は選定が確定したものではないため、非公表の扱いとなっていることをご承知おきください。

本議案につきましても、別紙の書面表決書(第2号議案)を記入のうえ返信いただきますようお願いいたします。

別紙1～3は参考資料です。

別紙1は、制度についての資料です。

1ページに「東京都選定歴史的建造物」の説明と選定の流れや基準を記載しています。現在96件うち区内では「旧岩淵水門」が選定されています。

2ページは、選定に伴う義務や周囲への配慮要請、支援についてです。

別紙2は、東京都が作成しているパンフレットの抜粋です。

1ページは制度紹介、2ページから12ページまでが選定されている建造物の一覧となっており「旧岩淵水門」は5ページに記載されています。

また、特に景観上重要な歴史的建造物等としては「旧古河氏庭園」が9ページ、「旧渋沢家飛鳥山邸（晩香廬・青淵文庫）」が10ページ、「旧醸造試験所第一工場」が11ページ、「飛鳥山公園」が12ページに記載されています。

13ページは都条例の抜粋となっています。

別紙3は、今回の候補建造物の概要となっています。

(3)

令和3年度 景観届出等の状況報告

(資料3)

・北区景観づくり条例に基づく景観届出等の状況・・・3-1

3-1の1ページが令和元年度から今年2月末までの状況を集計したもので、届出数はやや減少しています。

昨年度から景観形成重点地区となった中央公園周辺地区について、届出がありました。なお、元年度は一般地区として集計しています。

2ページには地区別の年度別件数と今年度の地区ごとの種別をグラフで示しています。

・景観形成重点地区 西が丘地区における包括処理報告・・・3-2

3-2は西が丘地区における建築物の配置や敷地面積の規模に一定程度ゆとりを確保するための数値基準について、手続きの迅速化、簡素化を図るため、北区景観づくり審議会が認める場合をあらかじめ包括的に定めており、その報告です。今年度の該当は既存不適格の敷地として1件で、適用除外規定に適合しています。

・建築物等の景観届出事例・・・3-3

3-3は今年度の届出物件から事例を3件紹介するものです。

概要、評価、位置、配置、パースを示しておりますので、ご覧ください。

なお、3件目の西が丘地区の事例の位置は小規模なためプロットしていませんが地区内にて建設中の西が丘小学校の西側になります。

(4) その他

本資料等に関しご質問等がある場合は3月15日（火）までに、また、書面表決書は3月22日（火）までに到着するよう返信をお願いいたします。

(1) 第1号議案「東京都北区景観づくり審議会会長及び副会長の選出について」

- ・ 東京都北区景観づくり審議会会長及び副会長の選出について・・・1-1

東京都北区景観づくり審議会会長及び副会長の選出について

東京都北区景観づくり条例施行規則第30条第2項の規定に基づき、東京都北区景観づくり審議会会長及び副会長を選出します。

なお、東京都北区景観づくり審議会事務局より、会長及び副会長として前回の任期に引き続き、下記の委員を推薦いたします。

記

1 会長及び副会長

役職	氏名等	備考
会長	北原 理雄（きたはら としお） 千葉大学名誉教授（建築）	北区景観づくり審議会の前身である北区都市景観づくり審議会時代の平成19年から会長を務める。
副会長	吉村 晶子（よしむら あきこ） 名城大学教授（工学）	平成30年から副会長を務める。

2 任期

会長：令和5年3月31日まで

副会長：令和5年7月31日まで

議事に関する資料

(2) 第2号議案「東京都選定歴史的建造物の選定に係る意見照会について」

- ・ 東京都選定歴史的建造物の選定について（諮問）・・・2-1
- ・ 東京都選定歴史的建造物の選定について（照会）・・・2-2
- ・ 東京都選定歴史的建造物の選定について・・・2-3
- ・ 東京都選定歴史的建造物の制度概要について・・・別紙1
- ・ 令和3年3月時点での選定済み施設について・・・別紙2
- ・ 選定候補施設の概要について・・・別紙3

※取扱注意のお願い

資料中に選定候補建造物として北区内の4施設を掲載しておりますが、現段階では非公表の情報となっております。そのため、取扱にはご注意くださいようお願いいたします。

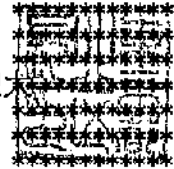


2-1

3北ま都第2623号
令和4年2月24日

東京都北区景観づくり審議会 様

東京都北区長 花川 與惣太



印影は加工しています

東京都選定歴史的建造物の選定について（諮問）

このことについて、東京都北区景観づくり条例第28条第2項第10号の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1. 諮問する事項

東京都選定歴史的建造物の選定について
（東京都景観条例第22条第2項に基づく意見聴取）

2. 答申の期限

令和4年3月31日





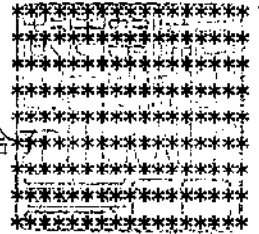
2-2

3 都市政縁第690号
令和4年2月18日

北区長
花川 與惣太 様

東京都知事

小池 百合子



東京都選定歴史的建造物の選定について（照会）

印影は加工しています

東京都の景観行政につきましては、日頃より格別の協力を賜り厚くお礼申し上げます。

東京都では東京都景観条例（平成18年東京都条例第136号）第22条の規定に基づき、東京都選定歴史的建造物の選定の手続きを進めているところです。

つきましては、貴区に所在する下記の建造物について、同条第2項の規定に基づき貴職の意見を伺います。

記

建造物の名称	建造物の所在地	建設年	構造及び規模
北区中央図書館 （旧東京第一陸軍造兵廠 第一製造所 赤レンガ棟）	北区十条台 一丁目2番5号	大正8年	煉瓦造2連棟 1階建 RC造 3階建
中央公園文化センター （旧東京第一陸軍造兵廠 本部事務所）	北区十条台 一丁目2番1号	昭和5年	RC造 地下1階、 地上3階建
カトリック赤羽教会	北区赤羽二丁目 1番12号	昭和26年	RC造 2階建

問合せ先

東京都都市整備局都市づくり政策部

緑地景観課歴史的景観担当 春木

電話 03-5388-3359



東京都選定歴史的建造物の選定について

1 要 旨

東京都では、歴史的な価値を有する建造物のうち、景観上重要なものを、東京都景観条例第 22 条に基づき「東京都選定歴史的建造物」として選定し、歴史的な資源を生かした景観づくりに取り組んでいる。（現在 96 件を選定）

このたび、北区内に所在する新たな選定候補建造物について、東京都景観条例第 22 条第 2 項に基づく意見照会が行われた。

東京都からの意見照会については、北区景観づくり審議会の答申を受け、回答をいたしたい。

また、所有者への同意等の選定に必要な手続きは、別途、東京都により行われる予定である。

【対象となる建造物等】（重要文化財等を除く）

選定候補建造物 （予定）	北区中央図書館 中央公園文化センター カトリック赤羽教会 <div style="background-color: black; height: 15px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>
-----------------	--

【選定基準】

- (1) 歴史的な価値を有する建造物で、原則として建設後 50 年を経過しているもの。
- (2) 東京の景観づくりにおいて重要なもの。
 - ① 地域の歴史的景観を特徴付けていること。
 - ② 地域のランドマークとしての役割を果たしていること。
 - ③ 都民となじみが深く、地域のイメージの核となっていること。
- (3) できるだけ建設当時の状況が保存されているもの。
- (4) 外観が容易に確認できる（外から見える）もの。

2 現 況（経過等）

令和 3 年 10 月 東京都景観審議会専門部会による審議

令和 3 年 11 月 東京都景観審議会専門部会による審議

令和 4 年 2 月 東京都景観審議会報告

北区長への意見照会

所有者同意取得開始（東京都）

3 今後の予定

令和 4 年 3 月 第 9 回北区景観づくり審議会（諮問、答申）

令和 4 年度 選定告示（東京都）

（参考）

既に選定済の建造物	旧岩淵水門
-----------	-------

令和3年度「都選定歴史的建造物」推薦依頼について

1. 東京都選定歴史的建造物とは？

現在、都内で96件を選定

- 歴史的な価値を有する建造物のうち景観上重要なものを
- 所有者のご事情を考慮しながら、ゆるやかに保存し、景観づくりの中で活用していくことを目的に、
- 東京都景観条例に基づき、知事が選定したもの
- ただし、文化財（※）は除かれます。



カトリック築地教会聖堂（中央区）



いせ源本館（千代田区）



渡邊家（蔵）（日野市）

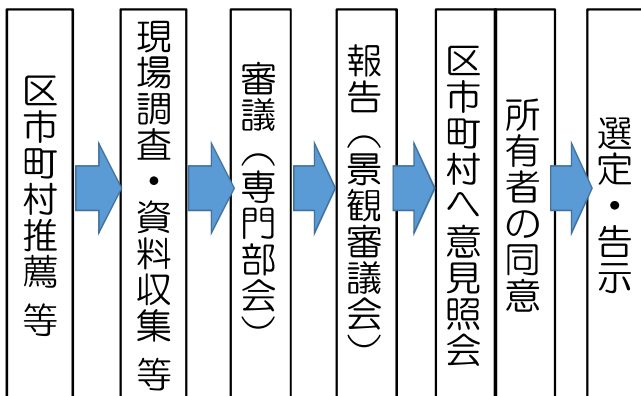
※ 文化財… 国指定文化財・史跡・名勝・天然記念物、
国登録有形文化財、都指定文化財・史跡・名勝・天然記念物、
区指定文化財・史跡・名勝・天然記念物、景観重要建造物



旧岩淵水門（北区）

制度のあらまし

2. 選定されるまで



<選定基準>

- 1 歴史的な価値を有する建造物で、原則として建設後50年を経過しているもの
- 2 東京の景観づくりにおいて重要なもので、次の基準に該当するもの
 - ① 地域の歴史的景観を特徴づけていること
 - ② 地域のランドマークとしての役割を果たしていること
 - ③ 都民となじみが深く、地域のイメージの核となっているもの
- 3 できるだけ建設当時の状態で保存されているもの
- 4 外観が容易に確認できる（外から見える）もの

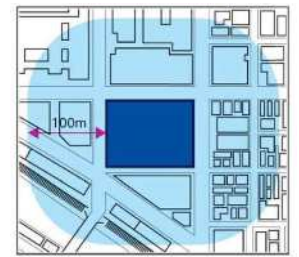
制度のあらまし

3. 選定に伴う義務

- 保存に努めてください。
- 外観を改修する場合は、着工の60日前までに届出をしてください。
- 滅失やき損した場合、売買や相続により所有者が変更した場合は、届出をしてください。

4. 保存に伴う支援

- 歴史的建造物の周囲100mの建築行為等について、「歴史的景観保全の指針」適用範囲として、配慮を要請しています。
- 東京歴史まちづくりファンドの助成対象となります。(公共施設除く) <https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/machi/fund/>
- ご承諾いただければ、建造物についての説明板を設置いたします。
- 東京都の普及広報事業やパンフレットなどでご紹介いたします。



歴史的景観保全指針
歴史的建造物及び歴史的建造物に隣接する建築物の建築行為等について、高度利用の制限を受ける場合があります。

配慮を要する範囲
歴史的建造物を中心とした歴史的景観を保全するため、周辺地域の建築物の建築行為等に配慮を要する範囲を指定しています。

東京都は、①東京の自然を生かし、②歴史と文化を継承し、③地域の個性と多様な魅力を発展させるために、景観づくりに関する必要な事項を定めて、景観づくりを総合的・計画的に進め、美しく潤いのある東京をつくることを目的として、平成9年(1997年)12月に「東京都景観条例」を定めました。

(平成18年(2006年)10月全部改正)

東京をより魅力的で潤いのあるまちにしていくために、歴史的景観を守り、親しみ、育て、更に良好な景観づくりに生かしていくことが大切です。

東京都では、「東京都景観条例」に基づき、歴史的景観に関して3つの制度を定めています。

1 東京都選定歴史的建造物(条例第22条)

歴史的な価値を有する建造物のうち、景観上重要なものを、所有者から同意を頂き、知事が選定します。選定した建造物の保存は、所有者の御理解と御協力の下に行われます。

なお、重要文化財(文化財保護法)等は、選定の対象から除いています。

2 特に景観上重要な歴史的建造物等(条例第32条)

文化財など、歴史的価値のある建造物や庭園等のうち、これらを含む周辺の良好な景観の形成に特に重大な影響を与えるものを、知事が定めます。

3 歴史的景観保全の指針(条例第32条及び附則第6項)

歴史的景観の大切さを伝え、特に景観上重要な都選定歴史的建造物等に配慮した景観づくりのための手引として、平成13年(2001年)に定めました。「東京都景観条例」に定める「歴史的景観形成の指針」に相当します。

この冊子において紹介する建造物等の周辺にて建築行為等を行う皆様に、歴史的景観への配慮の御協力をお願いをしています。

この冊子では、令和3年(2021年)3月1日現在の「東京都選定歴史的建造物」96件、及び「特に景観上重要な歴史的建造物等」76件を紹介します。

第5 一覧(別表1、2及び3(区市町村別))

(令和3年(2021年)3月1日現在)

東京都選定歴史的建造物 一覧 (区市町村別)

(別表1)

区市町村名	番号	建造物の名称	所在地	建設年	構造、規模・階数(地下)	掲載ページ	
千代田区	11	市政会館・日比谷公会堂	千代田区日比谷公園1番3号	昭和4(1929)	SRC造、6階(1)塔屋4階	6	
	28	東京ルーテルセンタービル	千代田区富士見一丁目2番32号	昭和12(1937)	SRC造、4階(1)	8	
	32	いせ源本館	千代田区神田須田町一丁目11番地1	昭和7(1932)	木造、3階	8	
	33	神田まつや	千代田区神田須田町一丁目13番地	大正14(1925)	木造、2階	8	
	34	ぼたん	千代田区神田須田町一丁目15番地	昭和4(1929)	木造一部RC造、3階(1)	8	
	35	竹むら	千代田区神田須田町一丁目19番地2	昭和5(1930)	木造、3階	8	
	53	DNタワー21(旧第一生命館)	千代田区有楽町一丁目13番1号	昭和13(1938)	SRC造、8階(3)	10	
中央区	95	万世橋(一般国道17号)	千代田区神田須田町一丁目及び神田須田町二丁目各地内から千代田区外神田一丁目地内まで	昭和5(1930)	RCアーチ橋、橋長26m、有効幅員36m	14	
	1	近三ビルディング(旧森五商店東京支店ビル)	中央区日本橋室町四丁目1番21号	昭和6(1931)	RC造、8階(1)	5	
	2	聖路加国際病院(チャペル及び付属する旧病棟)	中央区明石町10番1号	昭和8(1933)	SRC造、7階(1)	5	
	12	ヨネイビルディング	中央区銀座二丁目8番20号	昭和5(1930)	SRC造、6階	6	
	13	カトリック築地教会聖堂	中央区明石町5番26号	昭和2(1927)	木造、2階	6	
	19	中央区立常盤小学校	中央区日本橋本石町四丁目4番26号	昭和4(1929)	RC造、3階	7	
	20	中央区立泰明小学校	中央区銀座五丁目1番13号	昭和4(1929)	RC造、3階(1)	7	
	54	鈴木ビル	中央区銀座一丁目28番15号	昭和4(1929)	RC造、5階(1)	10	
	62	中央区十思スクエア(旧中央区立十思小学校)	中央区日本橋小伝馬町5番1号	昭和3(1928)	RC造、3階	11	
	65	日本橋ダイヤビルディング(旧三菱倉庫江戸橋倉庫ビル)	中央区日本橋一丁目19番1号	昭和5(1930)	RC造、6階(1)	11	
77	宮川食鳥鶏卵	中央区築地一丁目4番7号	昭和4(1929)	木造、3階	13		
中央区・墨田区	66	両国橋	中央区東日本橋二丁目地内から墨田区両国一丁目地内まで	昭和7(1932)	ゲルバー式鋼絞桁橋、橋長165m、幅員24m	11	
港区	29	西町インターナショナルスクール松方ハウス	港区元麻布二丁目14番7号	大正10(1921)	木造、2階一部3階(1)	8	
	36	虎ノ門 金刀比羅宮	港区虎ノ門一丁目2番7号	昭和26(1951)	木造、1階	8	
	55	日本基督教団安藤記念教会会堂	港区元麻布二丁目14番16号	大正6(1917)	石造、1階一部2階	10	
	63	港区立高輪台小学校	港区高輪二丁目8番24号	昭和10(1935)	RC造、3階(1)	11	
	69	高輪消防署二本榎出張所	港区高輪二丁目6番17号	昭和8(1933)	RC造、3階	12	
	70	聖心女子学院正門	港区白金四丁目11番1号	明治42(1909)	れんが造	12	
	83	普連土学園中学校舎	港区三田四丁目14番16号	昭和43(1968)	RC造、4階	13	
新宿区	3	早稲田大学2号館(旧図書館)	新宿区西早稲田一丁目6番1号	大正14(1925)	RC造一部S造、2階(1)	5	
	4	早稲田奉仕園スコットホール	新宿区西早稲田二丁目3番1号	大正10(1921)	れんが造、2階(1)	5	
	14	日立目白クラブ(本館及び別館)	新宿区下落合二丁目13番28号	昭和3(1928)	RC造、2階(1)/2階	6	
	48	聖母病院	新宿区中落合二丁目5番1号	昭和6(1931)	RC造、3階	10	
	49	新宿区立林芙美子記念館	新宿区中井二丁目20番1号	昭和16(1941)	木造、1階	10	
	56	旧小笠原邸	新宿区河田町10番10号	昭和2(1927)	RC造、2階(1)	10	
	57	伊勢丹本店本館(伊勢丹新宿本店)	新宿区新宿三丁目14番1号	大正15(1926)、昭和8(1933)	SRC造、7階(3)	11	
58	新宿御苑日御涼亭(台湾閣)	新宿区内藤町1番地	昭和2(1927)	木造、1階	11		
84	紀伊國屋ビルディング	新宿区新宿三丁目17番7号	昭和39(1964)	SRC造、9階(2)	13		
文京区	59	東京大学広報センター(旧医師会事務局)	文京区本郷七丁目3番1号	大正15(1926)	RC造、2階	11	
	60	東京大学七徳堂	文京区本郷七丁目3番1号	昭和13(1938)	RC/SRC造、1階	11	
	61	東京大学農学部3号館	文京区弥生一丁目1番1号	昭和16(1941)	RC造、4階(1)	11	
	87	根津二丁目の蔵(クラシックガーデン文京根津)	文京区根津二丁目14番18号	明治43(1910)	れんが造、1階	14	
台東区	15	上田邸(旧忍旅館)	台東区池之端三丁目3番19号	昭和4(1929)	木造、3階塔屋1階	6	
	21	国立国会図書館国際子ども図書館	台東区上野公園12番49号	明治39(1906)、昭和4(1929)、平成14(2002)	S・れんが造一部RC造、3階(1)一部7階	7	
	71	東京藝術大学赤レンガ1号館	台東区上野公園12番8号	明治13(1880)	れんが造、2階	12	
	72	東京藝術大学赤レンガ2号館	台東区上野公園12番8号	明治19(1886)	れんが造、2階	12	
	73	東京藝術大学陳列館	台東区上野公園12番8号	昭和4(1929)	RC造、2階	12	
	74	東京藝術大学正木記念館	台東区上野公園12番8号	昭和10(1935)	RC造、2階	12	
	75	東京藝術大学旧東京美術学校玄関	台東区上野公園12番8号	大正2(1913)	木造	12	
	93	旧博物館動物園駅舎	台東区上野公園13番23号	昭和8(1933)	SRC造、1階	14	
	台東区・墨田区	23	蔵前橋	台東区蔵前一丁目地内から墨田区横網二丁目地内まで	昭和2(1927)	鋼アーチ橋RCアーチ橋、橋長173m、幅員25m	7
		24	蔵前橋	台東区蔵前一丁目地内から墨田区本所一丁目地内まで	昭和4(1929)	鋼アーチ橋、橋長151.4m、幅員24m	7
25		駒形橋	台東区雷門二丁目地内から墨田区東駒形一丁目地内まで	昭和2(1927)	鋼アーチ橋、橋長146.3m、幅員25m	7	
26		吾妻橋	台東区花川戸一丁目地内から墨田区吾妻橋一丁目地内まで	昭和6(1931)	鋼アーチ橋、橋長132.5m、幅員20m	7	
27		白鬚橋	台東区橋場二丁目地内から墨田区堤通二丁目地内まで	昭和6(1931)	鋼アーチ橋鋼トラス橋、橋長186.8m、幅員20m	8	

区市町村名	番号	建造物の名称	所在地	建設年	構造、 規模・階数(地下)	掲載 ページ
台東区・墨田区	67	言問橋	台東区浅草六丁目地先から 墨田区向島一丁目地先まで	昭和3(1928)	ゲルバー式鋼鉄桁橋、 橋長237m、幅員22m	12
墨田区	16	東京都慰霊堂	墨田区横網二丁目3番25号	昭和5(1930)	SRC造、3階	6
	17	東京都復興記念館	墨田区横網二丁目3番25号	昭和6(1931)	SRC造、2階	7
江東区	64	涼亭	江東区清澄三丁目3番	明治42(1909)	木造、1階	11
品川区	86	カトリック目黒教会聖アンセルモ聖堂	品川区上大崎四丁目6番22号	昭和31(1956)	RC造、1階一部2階	13
世田谷区	5	静嘉堂文庫	世田谷区岡本二丁目23番1号	大正13(1924)	RC造、2階	5
	6	岩崎家玉川廟	世田谷区岡本二丁目23番1号	明治43(1910)	石造、1階	5
	18	駒澤大学耕雲館(禅文化歴史博物館)	世田谷区駒沢一丁目23番1号	昭和3(1928)	RC造、3階(1)	7
	51	清明亭	世田谷区深沢七丁目3番14号	昭和6(1931)	木造一部RC造、2階(1)	10
渋谷区	50	明治神宮桃林荘	渋谷区代々木神園町1番1号	明治初期	木造、1階	10
	91	塔の家	渋谷区神宮前三丁目	昭和41(1966)	RC造、5階(1)	14
	92	ヒルサイドテラス A・B棟	渋谷区猿楽町29番18号	昭和44(1969)	RC造、3階(1)	14
杉並区	30	浴風会本館	杉並区高井戸西一丁目12番1号	大正15(1926)	RC造、2階一部3階(1) 塔屋付	8
豊島区	7	立教大学本館(モリス館)	豊島区西池袋三丁目34番1号	大正7(1918)	れんが造、2階(1)	6
	8	立教大学図書館旧館	豊島区西池袋三丁目34番1号	大正7(1918)	れんが造、2階	6
	9	立教学院語聖徒礼拝堂	豊島区西池袋三丁目34番1号	大正7(1918)	れんが造一部S造、 1階一部3階	6
	37	立教大学 第1食堂	豊島区西池袋三丁目34番1号	大正7(1918)	れんが造、1階	9
	38	立教大学 2号館	豊島区西池袋三丁目34番1号	大正7(1918)	れんが造、2階	9
	39	立教大学 3号館	豊島区西池袋三丁目34番1号	大正7(1918)	れんが造、2階	9
北区	22	旧岩淵水門	北区志茂五丁目地先	大正13(1924)	RC造一部S造、 幅員9m、5門	7
葛飾区	40	柴又帝釈天題経寺大客殿	葛飾区柴又七丁目10番3号	昭和4(1929)	木造、1階	9
	52	葛飾区山本亭	葛飾区柴又七丁目19番32号	大正末期～昭和初期	木造、1階一部2階	10
江戸川区	94	旧小松川開門	江戸川区小松川一丁目1番	昭和5(1930)	RC造、開門純径11m、 1門(2門中後扉1門)	14
八王子市	82	大学セミナーハウス本館	八王子市下柚木1937番地1	昭和40(1965)	4階(1)	13
三鷹市	85	ルーテル学院大学(旧日本ルーテル神学大学) チャペル、本館、図書館及び寮棟	三鷹市大沢三丁目10番20号	昭和44(1969)	RC造、 1階/2階/4階/4階	13
青梅市	88	寿々喜家	青梅市本町153番地	明治中期	木造、3階	14
	89	永瀨邸	青梅市西分町一丁目110番地	昭和	木造、2階	14
	90	昭和レトロ商品博物館	青梅市住江町65番地	明治～大正期	木造、2階	14
府中市	41	高安寺本堂	府中市片町二丁目4番地の1	享和3(1803)	木造、一重	9
	42	高安寺山門	府中市片町二丁目4番地の1	明治5(1872)	木造、樓門	9
	43	高安寺鐘楼	府中市片町二丁目4番地の1	安政3(1856)	木造、襖腰	9
	78	聖将山東郷寺山門	府中市清水が丘三丁目40番地10	昭和15(1940)	木造	13
小平市	31	津田塾大学本館	小平市津田町二丁目1番1号	昭和6(1931)	RC造、3階一部4階	8
	81	武蔵野美術大学4号館	小平市小川町一丁目736番地	昭和39(1964)	RC造、2階	13
日野市	76	渡邊家(蔵)	日野市日野本町四丁目2番地の9	江戸末期～明治初期	木造、2階	12
国分寺市	80	大倉喜八郎 進一層館(Forward Hall)	国分寺市南町一丁目7番34号	昭和43(1968)	RC造、1階一部2階(2)	13
福生市	96	日光橋	福生市大字熊川5004番地	明治24(1891)、 昭和25(1950)(拡幅)	れんがアーチ及びRCアーチ橋、 橋長約16m、幅員9.20m	14
東大和市	68	村山下貯水池第一取水塔	東大和市多摩湖四丁目地先	大正14年(1925)	RC造、高さ27.1m、 外径8.8m	12
東久留米市	10	自由学園女子部食堂	東久留米市学園町一丁目8番15号	昭和9(1934)	木造、1階一部2階	6
	44	自由学園初等部食堂	東久留米市学園町一丁目8番	昭和6(1931)	木造、1階	9
	45	自由学園女子部体操館	東久留米市学園町一丁目8番	昭和9(1934)	木造、1階一部2階	9
	46	自由学園女子部講堂	東久留米市学園町一丁目8番	昭和9(1934)	木造、1階一部2階	9
	47	自由学園男子部体育館	東久留米市学園町一丁目8番	昭和11(1936)	木造、1階一部2階	10
奥多摩町	79	丹三郎屋敷長屋門	西多摩郡奥多摩町丹三郎260	江戸中期	木造、1階	13

(注) 原則として、建造物の内部や敷地の公開はしていません。見学等につきましては、各建造物の管理者にお問い合わせください。

文化財指定により選定解除された歴史的建造物 一覧(区市町村別)

〈別表2〉

区市町村名	番号	建造物の名称	所在地	建設年	構造、 規模・階数(地下)	掲載 ページ
中央区	-	高島屋東京店	中央区日本橋二丁目4番1号	昭和8(1933)	SRC造、8階(2)	-

(注1) 原則として、建造物の内部や敷地の公開はしていません。見学等につきましては、各建造物の管理者にお問い合わせください。

(注2) この表の建造物については、歴史的景観保全の指針が適用されます。

(注3) この表は、選定解除後、特に景観上重要な歴史的建造物等に定められ、歴史的景観保全の指針が適用されている建造物の記載を省略しています。

第2 東京都選定歴史的建造物

(令和3年(2021年)3月1日現在)

歴史的な価値を有する建造物のうち、景観上重要なものとして選定したものです(文化財は除かれます)。

選定基準

- 1 歴史的な価値を有する建造物で、原則として建設後50年を経過しているものです。
- 2 東京都の景観づくりにおいて重要なものです。
 - ① 地域の歴史的景観を特徴付けていること
 - ② 地域のランドマークとしての役割を果たしていること
 - ③ 都民となじみが深く、地域のイメージの核となっていること
- 3 できるだけ建設当時の状態で保存されているものです。
- 4 外観が容易に確認できる(外から見える)ものです。

<凡例> 0 番号・名称 1 所在地 2 建設年(西暦) 3 設計・施工 4 構造・規模・階数(地下) 5 概要説明 6 告示年月日 7 選定番号
* 構造については、鉄骨造はS造、鉄筋コンクリート造はRC造、鉄骨鉄筋コンクリート造はSRC造と表記しています。



1 中央区日本橋室町四丁目1番21号 2 昭和6(1931) 3 村野藤吾 4 RC造、8階(1) 5 当時の日本における先駆的作品。 6 平成11(1999)年4月16日 7 2

1 近三ビルディング(旧森五商店東京支店ビル)
Kinsan Building



1 新宿区西早稲田二丁目3番1号 2 大正10(1921) 3 ヴォーリス建築事務所、内藤多仲、今井兼次 4 れんが造、2階(1) 5 区内に残る数少ないれんが造近代洋風建築の一つ。大正期のれんが造としても稀少。 6 平成11(1999)年4月16日 7 6

4 早稲田奉仕園スコットホール
Waseda Hoshien Scott Hall



1 中央区明石町10番1号 2 昭和8(1933) 3 レーモンド、パーガミニ、フォイエルシュタイン 4 SRC造、7階(1) 5 居留地の名残をとどめる明石町のシンボル。 6 平成11(1999)年4月16日 7 3

2 聖路加国際病院(チャペル及び付属する旧病棟)
St. Luke's International Hospital Old Building



1 世田谷区岡本二丁目23番1号 2 大正13(1924) 3 桜井小太郎 4 RC造、2階 5 岡本の丘上に位置する岩崎家の文庫建築。桜井小太郎の代表的住宅建築。 6 平成11(1999)年4月16日 7 7

5 静嘉堂文庫
Seikado Bunko Library



1 新宿区西早稲田一丁目6番1号 2 大正14(1925) 3 今井兼次、桐山均一、内藤多仲 4 RC造一部S造、2階(1) 5 早稲田大学キャンパス内でも特に古い建築の一つ。今井兼次の代表作。 6 平成11(1999)年4月16日 7 5

3 早稲田大学2号館(旧図書館)
Waseda University Building No.2



1 世田谷区岡本二丁目23番1号 2 明治43(1910) 3 J・コンドル 4 石造、1階 5 J・コンドル設計の十字形平面の西洋式納骨堂として貴重な遺構。 6 平成11(1999)年4月16日 7 8

6 岩崎家玉川廟
Iwasakike Tamagawa Byo (Grave)



17 東京都復興記念館
Great Kanto Earthquake Memorial Museum

①墨田区横網二丁目3番25号②昭和6(1931)③伊東忠太、佐野利器④SRC造、2階⑤関東大震災からの東京の復興を記念した建物。⑥平成11(1999)年6月11日⑦21



22 旧岩淵水門
Former Iwabuchi Watergate

①北区志茂五丁目地先②大正13(1924)③青山士④RC造一部S造、幅員9m、5門⑤荒川と隅田川が分かれる地点に設置された、幅員9m、ゲート5門の水門。真っ赤に塗られているため別名赤水門と呼ばれている。⑥平成11(1999)年10月8日⑦26



18 駒澤大学耕雲館(禅文化歴史博物館)
Komazawa University Kounkan

①世田谷区駒沢一丁目23番1号②昭和3(1928)③菅原栄蔵④RC造、3階(1)⑤駒澤大学震災復興期の唯一の遺構。日本人建築家の手によるライト風建築の典型例。⑥平成11(1999)年6月11日⑦22



23 蔵前橋
Kuramae Bridge

①台東区蔵前二丁目地内から墨田区横網二丁目地内まで②昭和2(1927)③復興局 井浦玄三④鋼アーチ橋 RCアーチ橋、橋長173m、幅員22m⑤関東大震災の後、架け替えられ、当時としては思い切ったアーチ橋造りで注目を集めた。⑥平成11(1999)年10月8日⑦30



19 中央区立常盤小学校
Tokiwa Elementary School

①中央区日本橋本石町四丁目4番26号②昭和4(1929)③東京市④RC造、3階⑤震災復興事業の一つとして建てられた小学校の初期の代表的な作品。表現派風建築として、貴重な遺構。⑥平成11(1999)年10月8日⑦23



24 厩橋
Umayama Bridge

①台東区蔵前二丁目地内から墨田区本所一丁目地内まで②昭和4(1929)③東京市④鋼アーチ橋、橋長151.4m、幅員24m⑤優美な三つの曲線が連なるアーチとなっている。⑥平成11(1999)年10月8日⑦31



20 中央区立泰明小学校
Taimei Elementary School

①中央区銀座五丁目1番13号②昭和4(1929)③東京市④RC造、3階(1)⑤震災復興事業の一つとして建てられた小学校。カーブを描く壁面やアーチ窓等、全体的に表現派風の意匠をもつ建物。⑥平成11(1999)年10月8日⑦24



25 駒形橋
Komagata Bridge

①台東区雷門二丁目地内から墨田区東駒形一丁目地内まで②昭和2(1927)③復興局 岩切良助④鋼アーチ橋、橋長146.3m、幅員25m⑤橋の中央部と左右の床板の下側にアーチのある橋。⑥平成11(1999)年10月8日⑦32



21 国立国会図書館国際子ども図書館
International Library of Children's Literature, National Diet Library

①台東区上野公園12番49号②明治39(1906)、昭和4(1929)、平成14(2002)③久留正道、真水英夫他、安藤忠雄④S・れんが造一部RC造、3階(1)一部7階⑤東洋最大規模を目標に計画されたわが国初の国立図書館。⑥平成11(1999)年10月8日⑦25



26 吾妻橋
Azuma Bridge

①台東区花川戸一丁目地内から墨田区吾妻橋一丁目地内まで②昭和6(1931)③東京市④鋼アーチ橋、橋長132.5m、幅員20m⑤関東大震災の後、架け替えられた床板の下側に3連アーチがある橋。⑥平成11(1999)年10月8日⑦33

特に景観上重要な歴史的建造物等 一覧 (区市町村別)

〈別表3〉

区市町村名	番号	建造物等の名称	所在地	構造、規模・階数(地下)	文化財等の区分	掲載ページ
千代田区	1	日本ハリストス正教会教団復活大聖堂(ニコライ堂)	千代田区神田駿河台四丁目1番地3	れんが造・石造、1階	国指定重要文化財(建造物)	17
	45	東京駅丸の内本屋	千代田区丸の内一丁目1番3号	鉄骨れんが造、2階一部3階(1)	国指定重要文化財(建造物)	21
	49	旧李王家東京邸(赤坂プリンスクラシックハウス)	千代田区紀尾井町1番2号	RC造一部木造、2階塔屋付	東京都指定有形文化財(建造物)	22
	53	日比谷公園	千代田区日比谷公園	—	東京都景観重要公共施設	22
中央区	2	日本銀行本店本館	中央区日本橋本石町二丁目1番1号	れんが造・石造、3階	国指定重要文化財(建造物)	17
	3	三井本館	中央区日本橋室町二丁目1番1号	SRC造、5階(2)屋上塔屋付	国指定重要文化財(建造物)	17
	4	日本橋	中央区日本橋一丁目・日本橋室町一丁目間	石造、二連アーチ橋	国指定重要文化財(建造物)	17
	22	旧浜離宮庭園(浜離宮恩賜庭園)	中央区浜離宮庭園	324,497.74㎡	国指定特別名勝・特別史跡	19
	31	勝鬨橋	中央区勝どき一丁目地内から中央区築地六丁目地内まで	双葉跳開橋・鋼アーチ橋、橋長246.0m、幅員25m	国指定重要文化財(建造物)	20
	37	築地本願寺本堂	中央区築地三丁目15番1号	RC造一部SRC造、2階(一部1)	国指定重要文化財(建造物)	20
中央区・江東区	38	三越日本橋本店	中央区日本橋室町一丁目4番1号	SRC造、7階(3)	国指定重要文化財(建造物)	20
	32	永代橋	中央区新川一丁目地内から江東区永代一丁目地内まで	鋼アーチ橋、橋長184.7m、幅員25m	国指定重要文化財(建造物)	20
港区	33	清洲橋	中央区日本橋中洲地内から江東区清澄一丁目地内まで	鋼吊橋、橋長186.2m、幅員25m	国指定重要文化財(建造物)	20
	12	明治学院(インブリー館・記念館・礼拝堂)	港区白金台一丁目2番37号	木造/れんが造・木造/れんが造・木造、2階/2階/1階	国指定重要文化財(建造物)、港区指定有形文化財(建造物)・同左	18
	23	旧芝離宮庭園(旧芝離宮恩賜庭園)	港区海岸一丁目	43,406.74㎡	国指定名勝	19
	24	品川台場(台場公園)	港区台場一丁目	46,061.4㎡及び各台場の周囲30間以内の海面	国指定史跡	19
	46	旧東宮御所(迎賓館赤坂離宮)	港区元赤坂二丁目1番1号	石造・鉄骨れんが造、2階(1)	国宝(建造物)	21
	47	旧朝香宮邸	港区白金台五丁目二番	RC造/木造、2階建一部3階(一部1)/—	国指定重要文化財(建造物)	21
	58	芝公園	港区芝公園一・二・三・四丁目	—	港区景観重要公共施設	22
	61	有栖川宮記念公園	港区南麻布五丁目7番29号	—	港区景観重要公共施設	23
	63	旧白金御料地(自然教育園)	港区白金台五丁目、品川区上大崎二丁目	—	国指定天然記念物・史跡	23
	港区・品川区	34	早稲田大学大隈記念講堂	新宿区戸塚町一丁目104番地1	RC造(一部S造)、3階(1)	国指定重要文化財(建造物)
35		聖徳記念絵画館	新宿区麩ヶ丘町1番1号	RC造、1階(一部2階)(1)	国指定重要文化財(建造物)	20
41		新宿御苑・新宿御苑旧洋館御休所	新宿区内藤町11番地	木造、建築面積480.1㎡	東京都景観重要公共施設、国指定重要文化財(建造物)	21
文京区	5	六義園	文京区本駒込六丁目	89,305.25㎡	国指定特別名勝	17
	25	小石川後樂園	文京区後楽一丁目	67,044.20㎡	国指定特別史跡・特別名勝	19
	65	小石川植物園(御薬園跡及び養生所跡)	文京区白山三丁目	161,588.4㎡	国指定名勝・史跡	23
	66	湯島聖堂	文京区湯島一丁目	—	国指定史跡	23
	71	旧安田橋雄邸庭園	文京区千駄木五丁目20番18号	—	東京都指定名勝	24
台東区	26	旧岩崎家住宅(旧岩崎邸庭園)	台東区池之端一丁目	18,245.56㎡	国指定重要文化財(建造物)	19
	42	旧東京帝室博物館本館(東京国立博物館)	台東区上野公園13番9号	SRC造、2階	国指定重要文化財(建造物)	21
	43	旧東京科学博物館本館(国立科学博物館)	台東区上野公園7番20号	RC造一部SRC造、3階(1)	国指定重要文化財(建造物)	21
	44	国立西洋美術館本館	台東区上野公園7番7号	RC造、2階	国指定重要文化財(建造物)	21
	52	上野恩賜公園	台東区上野公園、池之端三丁目	—	東京都景観重要公共施設、台東区景観重要公共施設	22
	67	横山大観旧宅及び庭園	台東区池之端一丁目4番24号	—	国指定史跡・名勝	23
	68	旧朝倉文夫氏庭園(朝倉彫塑館)	台東区谷中七丁目	—	国指定名勝	23
	56	隅田公園	台東区花川戸1番地、墨田区向島一・二・五丁目	—	台東区景観重要公共施設	22
墨田区	13	向島百花園	墨田区向島三丁目	10,047.74㎡	国指定名勝・史跡	18
	14	旧安田庭園	墨田区横綱一丁目12番1号	10,882.39㎡	東京都指定名勝	18
江東区	15	旧弾正橋(八幡橋)	江東区富岡一・二丁目	鉄製単径間アーチ橋、橋長15.7m、幅員3.6m	国指定重要文化財(建造物)	18
	27	清澄庭園	江東区清澄二・三丁目	37,434.32㎡	東京都指定名勝	19
目黒区	6	旧前田家本邸(駒場公園)	目黒区駒場四丁目3番55号 目黒区立駒場公園内	RC造/木造、2階(1)/2階	国指定重要文化財(建造物)	17
大田区	16	池上本門寺(五重塔・宝塔)	大田区池上一丁目1番1号	木造、総高約31m/総高17.5m	国指定重要文化財(建造物)	18
世田谷区	17	浄真寺(仁王門・三仏堂・奥沢城跡)	世田谷区奥沢七丁目41番3号	木造、1階	世田谷区指定有形文化財(建造物)・史跡	18
	18	徳富蘆花旧宅	世田谷区粉谷一丁目20番1号 蘆花恒春園内	—	東京都指定史跡	18
渋谷区	36	明治神宮宝物殿	渋谷区代々木神園町1番1号	SRC造、1階	国指定重要文化財(建造物)	20
	40	旧朝倉家住宅	渋谷区猿楽町29番地	木造、2階	国指定重要文化財(建造物)	21
	48	旧三宅雪嶺邸三宅文庫	渋谷区初台二丁目27番14号	RC造、2階(1)	東京都指定有形文化財(建造物)	21
	54	代々木公園	渋谷区代々木神園町、神南二丁目	—	渋谷区景観重要公共施設	22
杉並区	74	千駄ヶ谷の富士塚(鳩森八幡神社内)	渋谷区千駄ヶ谷一丁目1番24号	—	東京都指定有形民俗文化財	24
	59	善福寺公園	杉並区善福寺二・三丁目	—	杉並区景観重要公共施設	23
豊島区	7	雑司ヶ谷鬼子母神堂(法明寺鬼子母神堂)	豊島区雑司ヶ谷三丁目15番20号	木造、1階	国指定重要文化財(建造物)	17

区市町村名	番号	建造物等の名称	所在地	構造、 規模・階数(地下)	文化財等の区分	掲載 ページ
北区	28	旧古河氏庭園(旧古河庭園)	北区西ヶ原一丁目	30,780.86㎡	国指定名勝	19
	30	旧渋沢家飛鳥山邸 (晩香廬・青淵文庫)	北区西ヶ原二丁目16番1号	木造/RC造・れんが造、1階/2階	国指定重要文化財(建造物)	20
	39	旧醸造試験所第一工場	北区海野川二丁目六番	れんが造、建築面積923.30㎡	国指定重要文化財(建造物)	21
	55	飛鳥山公園	北区王子一丁目1番3号	—	北区景観重要公共施設	22
練馬区	60	石神井公園	練馬区石神井台一・二丁目、 石神井町五丁目	—	練馬区景観重要公共施設	23
葛飾区	75	水元公園	葛飾区水元公園、水元猿町、東金町五・ 八丁目、埼玉県三郷市高洲三丁目	—	東京都景観重要公共施設	24
江戸川区	69	一之江名主屋敷	江戸川区春江町二丁目21番20号	—	東京都指定史跡	24
羽村市から渋谷区	64	玉川上水、小金井(サクラ)	羽村市から渋谷区	—	国指定史跡、国指定名勝	23
八王子市	8	広園寺(総門・山門・仏殿・ 鐘楼・境域)	八王子市山田町1577番地	木造、1階	東京都指定有形文化財 (建造物)・史跡	17
	73	小泉家屋敷	八王子市鎌水	—	東京都指定有形民俗文化財	24
武蔵野市・三鷹市	9	井の頭恩賜公園・井の頭池	武蔵野市御殿山一丁目、吉祥寺南町一丁目、三鷹市 井の頭三・四・五丁目、下連雀一丁目、早稲田町	—	東京都景観重要公共施設、 都指定旧跡・史跡	18
青梅市	72	旧稲葉家住宅	青梅市森下町499番地	—	東京都指定有形民俗文化財	24
府中市	10	大國魂神社本殿及び 馬場大門のケヤキ並木	府中市宮町三丁目1番地、宮町一丁目、 宮西町一・二丁目、寿町一丁目、府中町一丁目	木造、1階	東京都指定有形文化財(建造物)、 国指定天然記念物	18
	19	高安寺観音堂	府中市片町二丁目4番地	木造、1階	府中市指定有形文化財 (重宝)(建造物)	19
	21	東京農工大学農学部本館	府中市幸町三丁目5番地の8	SRC造、3階	国登録有形文化財(建造物)	19
調布市	57	神代植物公園	調布市深大寺元町二・五丁目、深大寺 北町一・二丁目、深大寺南町四・五丁目	—	調布市景観重要公共施設	22
町田市	62	栗師池公園	町田市野津田町3270番地	—	町田市景観重要公共施設	23
小金井市	50	旧前川家住宅主屋 (江戸東京たてもの園内)	小金井市桜町三丁目7番1号 都立 小金井公園内江戸東京たてもの園内	木造、2階	東京都指定有形文化財(建造物)	22
小金井市・小平市・ 西東京市・武蔵野市	76	小金井公園	小金井市桜町三丁目、関野町一・二丁目、小平市小金井 南町三丁目、西東京市向台六丁目、武蔵野市後堀三丁目	—	東京都景観重要公共施設	24
日野市	11	金剛寺不動堂・仁王門(高幡不動)	日野市高幡733番地	木造、1階	国指定重要文化財(建造物)	18
国分寺市	29	殿ヶ谷戸庭園(隋宣園)	国分寺市南町二丁目	17,701.89㎡	国指定名勝	20
	70	真姿の池湧水群	国分寺市西元町一丁目13番 外	—	東京都指定名勝	24
西東京市	51	田無神社本殿・拝殿	西東京市田無町三丁目7番4号	木造	東京都指定有形文化財(建造物)	22
多摩市	20	旧多摩聖蹟記念館	多摩市連光寺五丁目1番地1	RC造、1階	多摩市指定有形文化財(建造物)	19

(注1) 原則として、建造物の内部や敷地の公開はしていません。見学等につきましては、各建造物の管理者にお問い合わせください。

(注2) 22 旧浜離宮庭園は、庭園の周辺東南側50間以内及び北東・北西・南西側各10間以内の海面を含みます。

(注3) 24 品川台場は、第三台場及び第六台場の周辺30間以内の海面を含みます。

(注4) 64 玉川上水が所在する区市町村は、羽村市・福生市・昭島市・立川市・小平市・小金井市・西東京市・武蔵野市・三鷹市・杉並区・世田谷区・渋谷区です。64 小金井(サクラ)が所在する区市町村は、小金井市・小平市・武蔵野市・西東京市です。

第3 特に景観上重要な歴史的建造物等

(令和3年(2021年)3月1日現在)

文化財など歴史的な価値のある建造物や庭園等のうち、これらを含む周辺の良い景観の形成に特に重大な影響を与えるものとして定めたものです。特に景観上重要な歴史的建造物等の周辺で建築行為等を行う場合には、歴史的景観形成の指針への配慮をお願いしています。

<凡例> ①番号・名称 ②所在地 ③構造、規模・階数(地下) ④文化財等の区分 ⑤通知年月日 ⑥選定番号

* 構造については、鉄骨造はS造、鉄筋コンクリート造はRC造、鉄骨鉄筋コンクリート造はSRC造と表記しています。



- ①千代田区神田駿河台四丁目1番地3
- ②れんが造・石造、1階
- ③国指定重要文化財(建造物)
- ④平成13(2001)年5月25日
- ⑤-

1 日本ハリストス正教会教団復活大聖堂(ニコライ堂)
Holy Resurrection Cathedral (Orthodox Church in Japan) (Nikolai-do)



- ①文京区本駒込六丁目
- ②89,305.25㎡
- ③国指定特別名勝
- ④平成13(2001)年5月25日
- ⑤-

5 六義園
Rikugien Gardens



- ①中央区日本橋本石町二丁目1番1号
- ②れんが造・石造、3階
- ③国指定重要文化財(建造物)
- ④平成13(2001)年5月25日
- ⑤-

2 日本銀行本店本館
The Old Building of the head office of Bank of Japan



- ①目黒区駒場四丁目3番55号 目黒区立駒場公園内
- ②RC造/木造、2階(1)/2階
- ③国指定重要文化財(建造物)
- ④平成13(2001)年5月25日(洋館)、平成30(2018)年3月29日(和館)
- ⑤-

6 旧前田家本邸(駒場公園)
Kyu-Maeda-Ke-Hontei (Former Residence of the Maeda Family) (Komaba Park)



- ①中央区日本橋室町二丁目1番1号
- ②SRC造、5階(2)屋上塔屋付
- ③国指定重要文化財(建造物)
- ④平成13(2001)年5月25日
- ⑤-

3 三井本館
Mitsui Main Building



- ①豊島区雑司が谷三丁目15番20号
- ②木造、1階
- ③国指定重要文化財(建造物)
- ④平成13(2001)年5月25日
- ⑤-

7 雑司ヶ谷 冨母神堂(法明寺 冨母神堂)
Zoshigaya Kishimojin Temple



- ①中央区日本橋一丁目・日本橋室町一丁目間
- ②石造、二連アーチ橋
- ③国指定重要文化財(建造物)
- ④平成13(2001)年5月25日
- ⑤-

4 日本橋
Nihonbashi Bridge



- ①八王子市山田町1577番地
- ②木造、1階
- ③東京都指定有形文化財(建造物)・史跡
- ④平成13(2001)年5月25日
- ⑤-

8 広園寺(総門・山門・仏殿・鐘楼・境域)
Kouonji



- ①府中市片町二丁目4番地
- ②木造、1階
- ③府中市指定有形文化財(重宝)(建造物)
- ④平成14(2002)年11月28日
- ⑤-

19 高安寺観音堂
Kannon-do of Kouanji Temple



- ①港区台場一丁目
- ②46,061.4㎡及び各台場の周囲30間以内の海面
- ③国指定史跡
- ④平成16(2004)年3月30日
- ⑤-

24 品川台場(台場公園)
Shinagawa Daiba (Daiba Park)



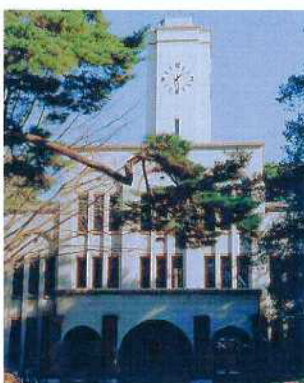
- ①多摩市連光寺五丁目1番地1
- ②RC造、1階
- ③多摩市指定有形文化財(建造物)
- ④平成14(2002)年11月28日
- ⑤-

20 旧多摩聖蹟記念館
Kyū Seiseki Memorial Hall



- ①文京区後楽一丁目
- ②67,044.20㎡
- ③国指定特別史跡・特別名勝
- ④平成16(2004)年3月30日
- ⑤-

25 小石川後樂園
Koishikawa Korakuen Gardens



21 東京農工大学農学部本館
Tokyo University of Agriculture and Technology Offices for the Faculty of Agriculture

- ①府中市幸町三丁目5番地の8
- ②SRC造、3階
- ③国登録有形文化財(建造物)
- ④平成15(2003)年2月27日
- ⑤-



- ①台東区池之端一丁目
- ②18,245.56㎡
- ③国指定重要文化財(建造物)
- ④平成16(2004)年3月30日
- ⑤-

26 旧岩崎家住宅(旧岩崎邸庭園)
Former Iwasaki Residence (Kyu Iwasaki-tei Gardens)



- ①中央区浜離宮庭園
- ②324,497.74㎡
- ③国指定特別名勝・特別史跡
- ④平成16(2004)年3月30日
- ⑤-

22 旧浜離宮庭園(浜離宮恩賜庭園)
Kyu Hama-rikyu Gardens (Hama-rikyu Gardens)



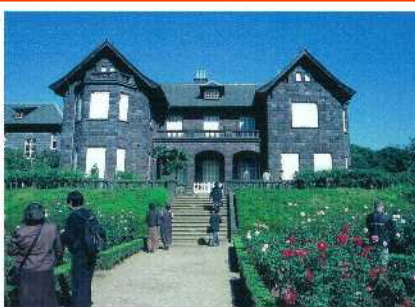
- ①江東区清澄二・三丁目
- ②37,434.32㎡
- ③東京都指定名勝
- ④平成16(2004)年3月30日
- ⑤-

27 清澄庭園
Kiyosumi Gardens



- ①港区海岸一丁目
- ②43,406.74㎡
- ③国指定名勝
- ④平成16(2004)年3月30日
- ⑤-

23 旧芝離宮庭園(旧芝離宮恩賜庭園)
Kyu Shiba-rikyu Gardens



- ①北区西ヶ原一丁目
- ②30,780.86㎡
- ③国指定名勝
- ④平成16(2004)年3月30日
- ⑤-

28 旧古河氏庭園(旧古河庭園)
Kyu Furukawa Gardens



- ① 国分寺市南町二丁目
- ② 17,701.89㎡
- ③ 国指定名勝
- ④ 平成16(2004)年3月30日
- ⑤ -

29 殿ヶ谷戸庭園 (隋宮園)
Tonogayato Gardens (Zuigien)



- ① 新宿区戸塚町一丁目104番地1
- ② RC造(一部S造)、3階(1)
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成29(2017)年3月31日
- ⑤ 35

34 早稲田大学大隈記念講堂
Waseda University Okuma Auditorium



- ① 北区西ヶ原二丁目16番1号
- ② 木造/RC造・れんが造、1階/2階
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成29(2017)年3月31日
- ⑤ 30~31

30 旧渋沢家飛鳥山邸(晩香廬・青淵文庫)
Bankoro and Seien Bunko, The Site of Shibusawa Family Villa, Asukayama



- ① 新宿区霞ヶ丘町1番1号
- ② RC造、1階(一部2階)(1)
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成29(2017)年3月31日
- ⑤ 36

35 聖徳記念絵画館
Meiji Memorial Picture Gallery



- ① 中央区勝どき一丁目地内から中央区築地六丁目地内まで
- ② 双葉跳開橋・鋼アーチ橋、橋長246.0m、幅員25m
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成29(2017)年3月31日
- ⑤ 32

31 勝鬨橋
Kachidoki-Bashi Bridge



- ① 渋谷区代々木神園町1番1号
- ② SRC造、1階
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成29(2017)年3月31日
- ⑤ 37

36 明治神宮宝物殿
Meijiingu Treasure Museum



- ① 中央区新川一丁目地内から江東区永代一丁目地内まで
- ② 鋼アーチ橋、橋長184.7m、幅員25m
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成29(2017)年3月31日
- ⑤ 33

32 永代橋
Eitai-Bashi Bridge



- ① 中央区築地三丁目15番1号
- ② RC造一部SRC造、2階(一部1)
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成29(2017)年3月31日
- ⑤ 38

37 築地本願寺本堂
Main Hall of Tsukiji Hongwan-ji Temple



- ① 中央区日本橋中洲地内から江東区清澄一丁目地内まで
- ② 鋼吊橋、橋長186.2m、幅員25m
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成29(2017)年3月31日
- ⑤ 34

33 清洲橋
Kiyosu-Bashi Bridge



- ① 中央区日本橋室町一丁目4番1号
- ② SRC造、7階(3)
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成29(2017)年3月31日
- ⑤ 39

38 三越日本橋本店
Mitsukoshi Nihombashi Main Store



- ① 北区滝野川二丁目六番
- ② れんが造、建築面積 923.30㎡
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成30(2018)年3月29日
- ⑤ -

39 旧醸造試験所第一工場
Kyu Jouzoushikenjo Daiichi Koujou



- ① 台東区上野公園7番7号
- ② RC造、2階
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成30(2018)年3月29日
- ⑤ -

44 国立西洋美術館本館
The National Museum of Western Art Main Building



- ① 渋谷区猿楽町29番地
- ② 木造、2階
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成30(2018)年3月29日
- ⑤ -

40 旧朝倉家住宅
Kyū Asakura House



- ① 千代田区丸の内一丁目1番3号
- ② 鉄骨れんが造、2階一部3階(1)
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成30(2018)年3月29日
- ⑤ -

45 東京駅丸ノ内本屋
Tokyo Station Marunouchi Station Building



- ① 新宿区内藤町11番地
- ② 木造、建築面積 480.1㎡
- ③ 東京都景観重要公共施設、国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成30(2018)年3月29日
- ⑤ -

41 新宿御苑・新宿御苑旧洋館御休所
Shinjuku Gyoen National Garden and Shinjuku Gyoen Old Imperial Rest House (Kyu-Gokyo-Ji-Sho)



- ① 港区元赤坂二丁目1番1号
- ② 石造・鉄骨れんが造、2階(1)
- ③ 国宝(建造物)
- ④ 平成30(2018)年3月29日
- ⑤ -

46 旧東宮御所(迎賓館赤坂離宮)
The State Guest House, Akasaka Palace



- ① 台東区上野公園13番9号
- ② SRC造、2階
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成30(2018)年3月29日
- ⑤ -

42 旧東京帝室博物館本館(東京国立博物館)
Tokyo National Museum Honkan



- ① 港区白金台五丁目二六番
- ② RC造/木造、2階建一部3階(一部1)/一
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成30(2018)年3月29日
- ⑤ -

47 旧朝香宮邸
Kyu Asaka-no-miya-tei (Former Residence of Prince Asaka)



- ① 台東区上野公園7番20号
- ② RC造一部SRC造、3階(1)
- ③ 国指定重要文化財(建造物)
- ④ 平成30(2018)年3月29日
- ⑤ -

43 旧東京科学博物館本館(国立科学博物館)
National Museum of Nature and Science Japan Gallery



48 旧三宅雪嶺邸
三宅文庫
Kyu Miyake Setsurei Tei Miyake Bunko

- ① 渋谷区初台二丁目27番14号
- ② RC造、2階(1)
- ③ 東京都指定有形文化財(建造物)
- ④ 平成30(2018)年3月29日
- ⑤ -



- ①千代田区紀尾井町1番2号
- ②RC造一部木造、2階塔屋付
- ③東京都指定有形文化財(建造物)
- ④平成30(2018)年3月29日
- ⑤-

49 旧李王家東京邸(赤坂プリンス クラシックハウス)
Former Residence of the Yi Imperial Family (The Classic House at Akasaka Prince)



- ①渋谷区代々木神園町、神南二丁目
- ②-
- ③渋谷区景観重要公共施設
- ④平成30(2018)年3月29日
- ⑤-

54 代々木公園
Yoyogi Park



- ①小金井市桜町三丁目7番1号 都立小金井公園内江戸東京たてもの園内
- ②木造、2階
- ③東京都指定有形文化財(建造物)
- ④平成30(2018)年3月29日
- ⑤-

50 旧前川家住宅主屋(江戸東京たてもの園内)
House of Kunio Mayekawa (in Edo-Tokyo Open Air Architectural Museum)



- ①北区王子一丁目1番3号
- ②-
- ③北区景観重要公共施設
- ④平成30(2018)年3月29日
- ⑤-

55 飛鳥山公園
Asukayama Park



- ①西東京市田無町三丁目7番4号
- ②木造
- ③東京都指定有形文化財(建造物)
- ④平成30(2018)年3月29日
- ⑤-

51 田無神社本殿・拝殿
Tanashi Jinja Honden/Haiden



- ①台東区花川戸1番地、墨田区向島一・二・五丁目
- ②-
- ③台東区景観重要公共施設
- ④平成30(2018)年3月29日
- ⑤-

56 隅田公園
Sumida Park



52 上野恩賜公園
Ueno Park

- ①台東区上野公園、池之端三丁目
- ②-
- ③東京都景観重要公共施設、台東区景観重要公共施設
- ④平成30(2018)年3月29日
- ⑤-



57 神代植物公園
Jindai Botanical Gardens

- ①調布市深大寺元町二・五丁目、深大寺北町一・二丁目、深大寺南町四・五丁目
- ②-
- ③調布市景観重要公共施設
- ④平成30(2018)年3月29日
- ⑤-



53 日比谷公園
Hibiya Park

- ①千代田区日比谷公園
- ②-
- ③東京都景観重要公共施設
- ④平成30(2018)年3月29日
- ⑤-



58 芝公園
Shiba Park

- ①港区芝公園一・二・三・四丁目
- ②-
- ③港区景観重要公共施設
- ④平成30(2018)年3月29日
- ⑤-

第6 東京都景観条例(抜粋)

平成18年10月12日公布(平成18年東京都条例第136号)

第4章 歴史的建造物の保存と歴史的景観の形成

(都選定歴史的建造物の選定)

第22条 知事は、歴史的な価値を有する建造物(以下「歴史的建造物」という。)であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する建造物で、東京における良好な景観の形成を推進する上で重要なものを東京都選定歴史的建造物(以下「都選定歴史的建造物」という。)に選定することができる。ただし、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項、第78条第1項若しくは第109条第1項の規定により指定されたもの、同法第57条第1項の規定により登録されたもの、東京都文化財保護条例(昭和51年東京都条例第25号)第4条第1項、第26条第1項若しくは第33条第1項の規定により指定されたもの又は文化財保護法第182条第2項に規定する指定を区市町村が行ったもの(以下これらを「選定対象外建造物」という。)及び法第19条第1項の景観重要建造物(以下「景観重要建造物」という。)を除く。

- 一 東京の歴史及び文化を特徴付けているもの
 - 二 地域の象徴となっているもの
 - 三 多くの都民に親しまれており、地域の個性を形成する核となっているもの
- 2 知事は、都選定歴史的建造物を選定しようとするときは、あらかじめ、当該建造物の存する区市町村の長の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、都選定歴史的建造物を選定しようとするときは、あらかじめ、第35条の東京都景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、都選定歴史的建造物を選定しようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者及び権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。
- 5 知事は、都選定歴史的建造物を選定したときは、その旨を当該都選定歴史的建造物の存する区市町村の長及び当該都選定歴史的建造物の所有者等に通知するものとする。
- 6 知事は、都選定歴史的建造物を選定したときは、その旨を告示しなければならない。

(選定の解除)

第23条 知事は、都選定歴史的建造物について保存のための措置を講ずる必要がなくなった場合その他特別の事情があると認めるときは、都選定歴史的建造物の選定を解除することができる。

- 2 知事は、前項の規定により都選定歴史的建造物の選定を解除しようとするときは、あらかじめ、都選定歴史的建造物の所有者等の意見を聴くものとする。
- 3 前条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、第1項の規定による選定の解除について準用する。

第24条 知事は、都選定歴史的建造物が選定対象外建造物又は景観重要建造物となったときは、都選定歴史的建造物の選定を解除するものとする。

- 4 第22条第5項及び第6項の規定は、前項の規定による選定の解除について準用する。

(都選定歴史的建造物の保存)

第25条 都選定歴史的建造物の所有者等は、当該都選定歴史的建造物の良好な景観の形成における価値を尊重し、その保存に努めなければならない。

(滅失又はき損)

第26条 都選定歴史的建造物の所有者は、当該都選定歴史的建造物の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(現状変更)

第27条 都選定歴史的建造物の現状を変更しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する非常災害のために必要な応急措置により都選定歴史的建造物の現状を変更した者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 3 知事は、第1項の規定による届出に係る都選定歴史的建造物の現状の変更が良好な景観の形成における価値を損なうと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

- 4 第22条第3項の規定は、前項に規定する指導及び助言について準用する。

(所有者又は占有者の変更)

第28条 都選定歴史的建造物の所有者又は権原に基づく占有者が変更したときは、新たな所有者又は権原に基づく占有者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- 2 都選定歴史的建造物の所有者等は、氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(歴史的景観形成の指針等)

第32条 知事は、都選定歴史的建造物その他の歴史的建造物、史跡又は名勝のうち、これらを含む周辺の良い景観(以下「歴史的景観」という。)の形成に特に重大な影響を与えるものを、特に景観上重要な都選定歴史的建造物等(以下「特に景観上重要な都選定歴史的建造物等」という。)として定めることができる。

- 2 知事は、特に景観上重要な都選定歴史的建造物等の歴史的景観の形成を推進するための指針(以下「歴史的景観形成の指針」という。)を定めるものとする。

- 3 知事は、特に景観上重要な都選定歴史的建造物等を定めたとき又は歴史的景観形成の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

- 4 第22条第3項の規定は、特に景観上重要な都選定歴史的建造物等を定める場合又は歴史的景観形成の指針を定める場合において準用する。

- 5 前2項の規定は、特に景観上重要な都選定歴史的建造物等の解除及び歴史的景観形成の指針の変更について準用する。

(歴史的景観形成の指針の配慮)

第33条 法第16条第1項の規定による届出を行おうとする者は、歴史的景観形成の指針に配慮するよう努めなければならない。

(都選定歴史的建造物等の保存並びに歴史的景観の形成のための支援及び助成)

第34条 知事は、都民又は事業者が都選定歴史的建造物及び景観重要建造物(景観行政団体となった区市町村の長が指定した景観重要建造物を除く。)を保存し、又は歴史的景観を形成するに当たり必要があると認めるときは、技術的支援、適正な助成その他の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第9条及び附則第9項の規定については、公布の日から施行する。


(経過措置)


- 4 この条例の施行の際、旧条例第29条第1項の規定により選定された都選定歴史的建造物は、この条例第22条第1項の規定により選定された都選定歴史的建造物とみなす。


- 5 この条例の施行の際、旧条例第36条第1項の規定により定められた都選定歴史的建造物等は、この条例第32条第1項の規定により定められた特に景観上重要な都選定歴史的建造物等とみなす。

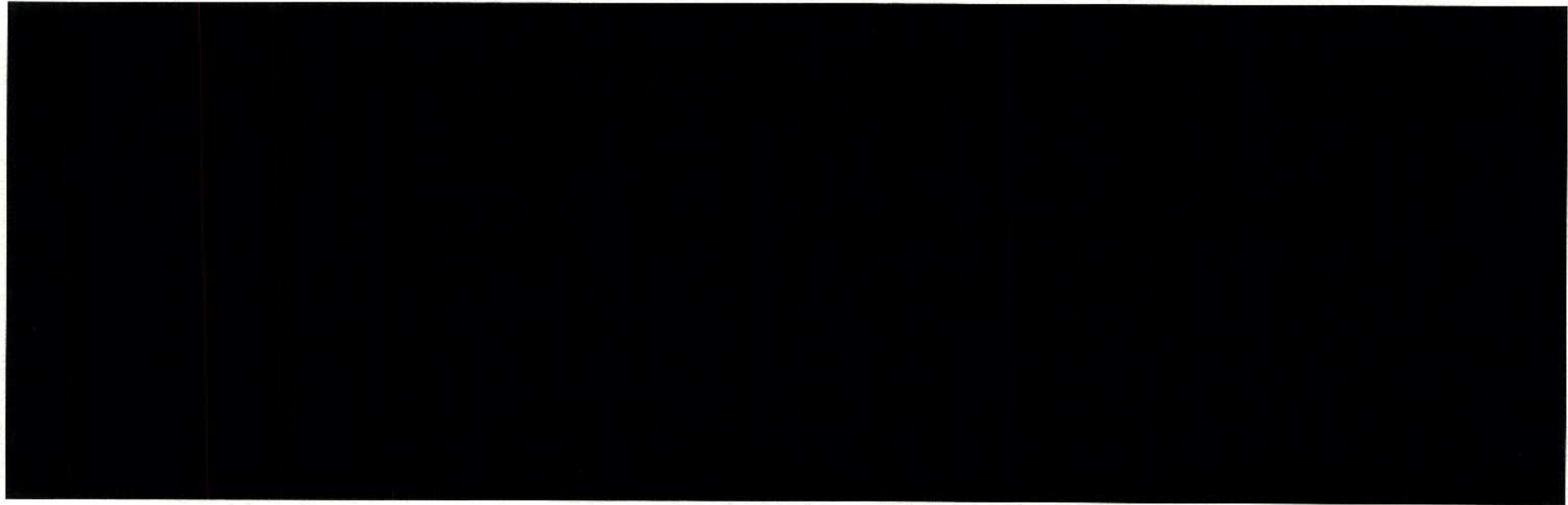
- 6 この条例の施行の際、旧条例第36条第1項の規定により定められた歴史的景観保全の指針は、この条例第32条第2項の規定により定められた歴史的景観形成の指針とみなす。

※ 景観法(平成16年法律第110号)を指す。

構造物名称	北区中央図書館	構造物所在地	北区十条台 1-2-5
		<ul style="list-style-type: none"> ● 戦前は、東京砲兵工廠銃包製造所の敷地で使用されていた工場棟（旧 275 号棟）の一部を保存活用し、平成 20 年に新たに図書館として開館されました。 ● 赤レンガの特徴的な外観を持ち、中央公園と一体的な景観を形成しています。 ● 北区を代表する景観 10 選 2019 に選定されています。 	

構造物名称	中央公園文化センター	構造物所在地	北区十条台 1-2-1
		<ul style="list-style-type: none"> ● 建物は、戦前の陸軍造兵廠火工廠の本部として昭和 5 年に建てられました。戦後、製造所の一部は米軍に接収され、この建物も米軍施設として使用されてきましたが、昭和 46 年に日本に返還されました。そして昭和 56 年文化センターとして生まれ変わりました。 ● みどり豊かな中央公園と本建造物が一体となって良好な景観を形成しています。 ● みんなでつくる北区景観百選 2019 に選定されています。 	

<p>構造物名称</p>	<p>カトリック赤羽教会</p>	<p>構造物所在地</p>	<p>北区赤羽 2-1-12</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ● 旧陸軍の赤羽工廠跡地に修道院、教会堂が昭和 26 年に建設されました。 ● ヨーロッパ中世の形式を参照しており、赤羽駅周辺商業集積地の景観資源として地域の景観を特徴付けています。 ● みんなでつくる北区景観百選 2019 に選定されています。 	



議事に関する資料

(3) 令和3年度景観届出等の状況報告

- 北区景観づくり条例に基づく景観届出等の状況 • • 3-1
- 景観形成重点地区西が丘地区における包括処理報告 • • 3-2
- 建築物等の景観届出事例 • • 3-3

北区景観づくり条例に基づく景観届出等の状況

3-1

＜建築物等の景観届出件数＞

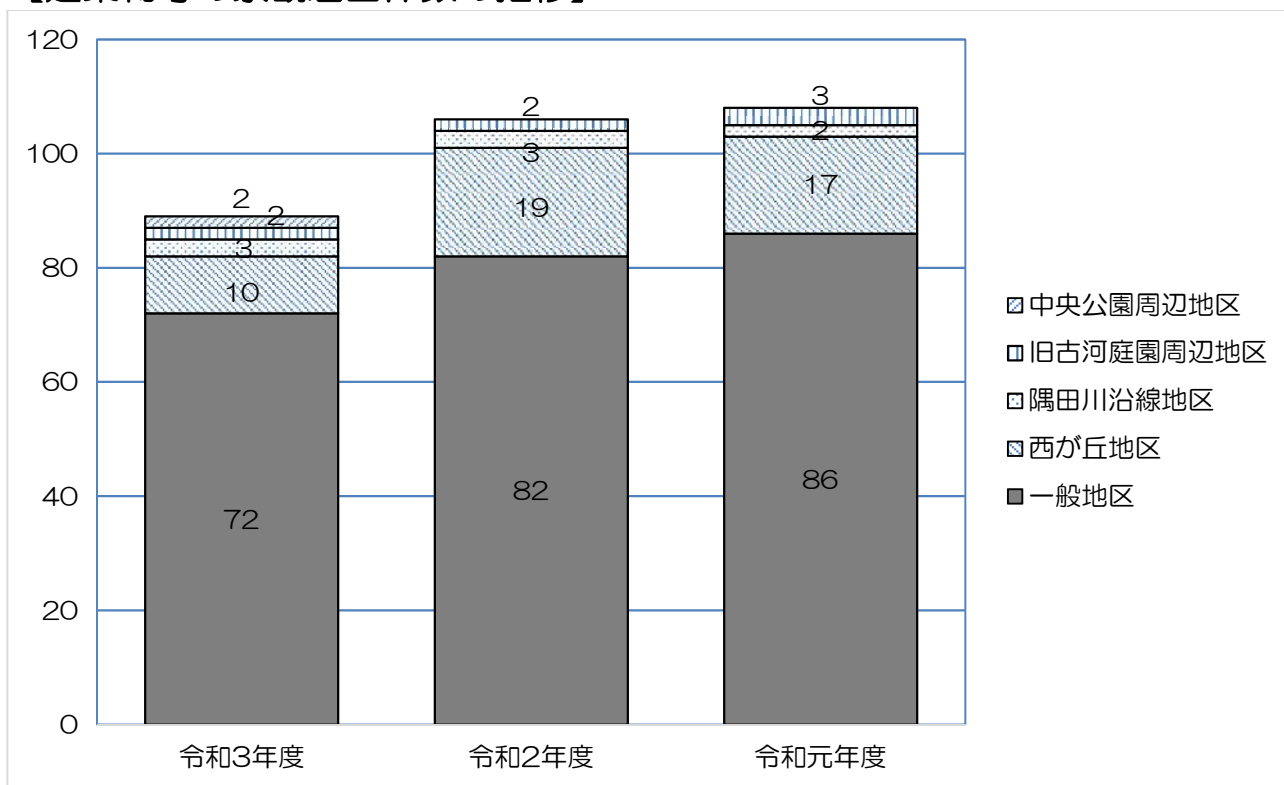
地区区分		行為	令和3年度※1	令和2年度	令和元年度
一般地区		建築行為	61件	71件	72件
		工作物	7件	11件	12件
		開発行為	4件	0件	2件
景観形成重点地区	西が丘地区	建築行為	10件	19件	17件
		工作物	0件	0件	0件
		開発行為	0件	0件	0件
	隅田川沿川地区	建築行為	2件	2件	2件
		工作物	1件	1件	0件
		開発行為	0件	0件	0件
	旧古河庭園周辺地区	建築行為	2件	1件	3件
		工作物	0件	1件	0件
		開発行為	0件	0件	0件
	中央公園周辺地区	建築行為	1件	0件	—
		工作物	0件	0件	—
		開発行為	1件	0件	—
合計		建築行為	76件	93件	94件
		工作物	8件	13件	12件
		開発行為	5件	0件	2件
		届出合計	89件	106件	108件

＜屋外広告物の事前相談件数＞

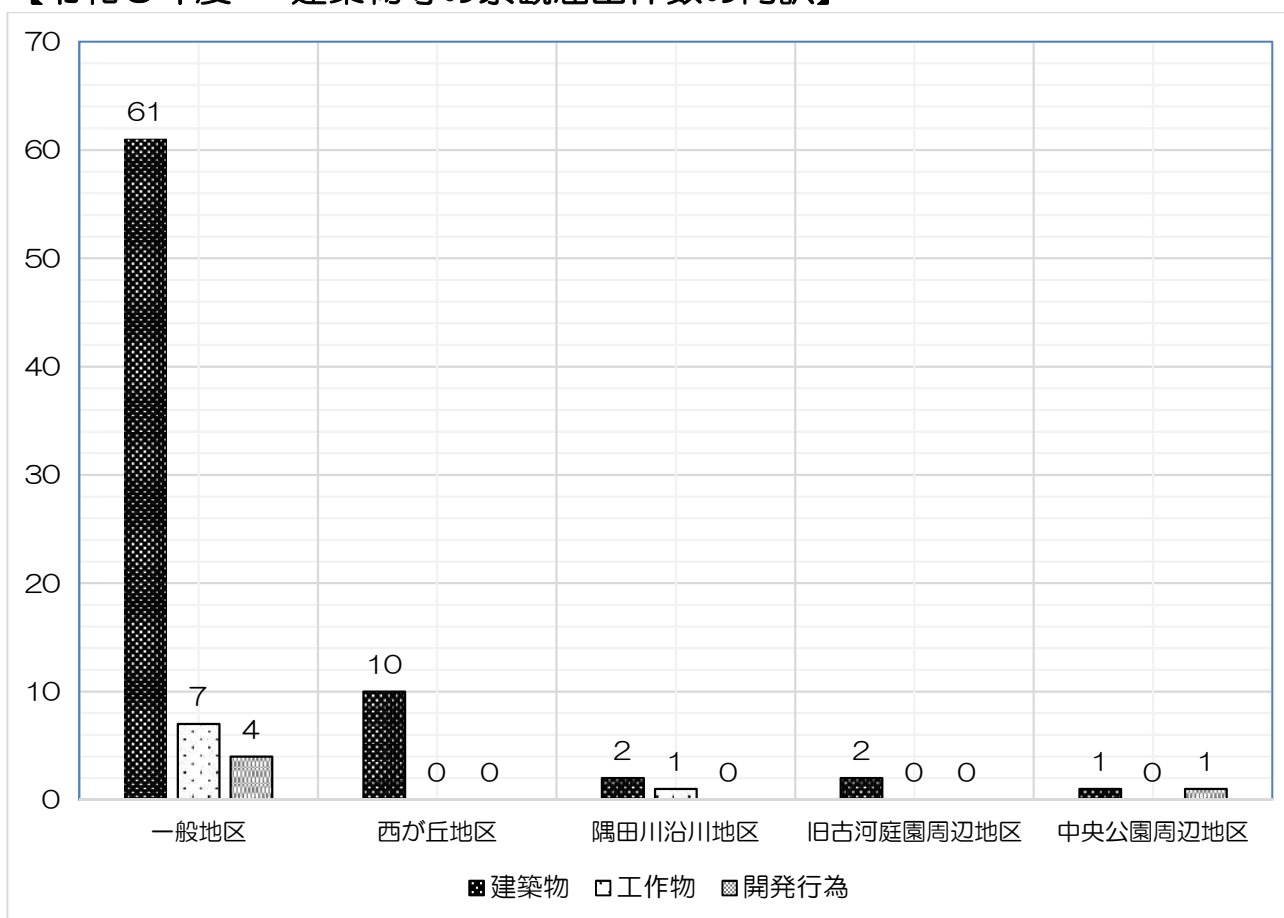
地区区分		行為	令和3年度※1	令和2年度	令和元年度
一般地区		表示掲出	7件	8件	6件
景観形成重点地区	西が丘地区	表示掲出	0件	0件	0件
	隅田川沿川地区	表示掲出	0件	0件	1件
	旧古河庭園周辺地区	表示掲出	0件	0件	0件
	中央公園周辺地区	表示掲出	1件	0件	0件
合計			8件	8件	7件

※1 令和3年4月1日～令和4年2月28日まで

【建築物等の景観届出件数の推移】



【令和3年度※1 建築物等の景観届出件数の内訳】



※1 令和3年4月1日～令和4年2月28日まで

景観形成重点地区西が丘地区における包括処理報告

景観形成重点地区西が丘地区においては、建築物の景観形成基準のうち、建築物のゆとりある配置や敷地面積のゆとりある敷地規模を保つための数値基準（以下「配置基準」、「規模基準」という。）を定めていますが、北区景観づくり審議会が認めた場合については、適用しないことができるとしています。

この手続きの迅速化、簡素化を図るため、北区景観づくり審議会の承認のもとに定めた「景観形成重点地区西が丘地区における景観形成基準に関する北区景観づくり審議会包括処理基準」（以下、「包括処理基準」という。）を平成27年10月1日から運用しています。

包括処理基準に基づき、配置基準、規模基準を下回っている案件について、以下のとおり報告いたします。

（１）配置基準

建築物の壁面の道路及び隣地境界からの後退距離：0.5m以上

<令和3年度^{※1}の包括処理基準（配置基準）による案件>

包括処理基準	件数	備考
適用除外		
ア：道路に面して店舗がある場合の上階	0	
特例措置		
ア：近隣商業地域や広幅員の道路に面する土地	0	
イ：道路と一体的な空間整備を行う土地	0	

※1：令和3年4月1日～令和4年2月28日まで

（２）規模基準

建築物の敷地面積：100㎡（約30坪）以上

<令和3年度^{※1}の包括処理基準（規模基準）による案件>

包括処理基準	件数	備考
適用除外		
ア：既存不適格の敷地・土地	1件	案件01
イ：公共公益上の施設	0	
ウ：公共公益施設整備に供する土地	0	
エ：2項道路後退の土地	0	
特例措置		
ア：遺産相続等による分割	0	
イ：借地権解消による分割	0	
ウ：建築基準法などの違法性解消	0	

※1：令和3年4月1日～令和4年2月28日まで

【案件の概要】

● 規模基準 適用除外規定に関するもの

案件 01 <適用除外 ア：既存不適格の敷地・土地>
<input type="checkbox"/> 計画概要 専用住宅、木造 2 階建て（建築面積：47.40 m ² 、延べ面積：93.15 m ² ）
<input type="checkbox"/> 景観形成基準（規模基準）に対する適否 建築敷地 <u>87.30 m²</u> < 100 m ² 【不適合】
<input type="checkbox"/> 適用除外に対する確認 建築敷地は規模基準を下回っているが、登記簿、建築計画概要書等で昭和 48 年時点から現敷地面積であることが確認できたので、包括処理基準 4-(2)-ア（既存不適格敷地の敷地・土地）の規定により適用除外とした。